

第 46 回社会福祉審議会障害福祉専門分科会 議事概要

日 時 令和 5 年 1 月 31 日 (火) 13:00~14:20
会 場 (一社) 横須賀市医師会 大会議室
出席委員 三屋分科会長 市川職務代理者 大川委員 海原委員 加藤委員
金子委員 松谷委員 山邊委員
事務局 障害福祉課：佐藤課長 沼尻係長 細山係長 村元
議題 よこすか障害者計画（第 7 期横須賀市障害福祉計画及び第 3 期横須賀市
障害児福祉計画を含む）の策定について ほか
別紙次第のとおり
配布資料 別紙次第のとおり

審議概要

1 開会

- ① 事務局が司会となり開会した。
- ② 配布資料を確認した。

2 定足数報告

定員数 8 名中、8 名の出席があり、社会福祉審議会条例第 4 条により会議が成立している旨を報告した。また、傍聴者は 1 名の報告を行った。

3 議事

- (1) よこすか障害者計画（第 7 期横須賀市障害福祉計画及び第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）の策定について
 - ① 分科会長から事務局に対して説明が求められた。
 - ② 資料 1-1 及び 1-2 に基づき、事務局から説明を行った。
 - ③ 議事について、次のような質疑、意見があった

【市川委員】

検討部会の委員の案について、2 回ほど前は当事者または家族が委員として複数名いたと記憶しているが、来年度も同様に委員として当事者または家族を複数名入れて欲しい。

【事務局】

ご提案頂いたとおり、当事者または家族を委員として最低 2 人お願いします。

【海原委員】

厚生労働省から方針が出た際に、委員構成は決まってくると思うが、障害者総合支援法の改正が12月10日に国会をとおる細かい部分まで載っている。施行は2024年4月からだと思うが、直近で必要なこともできており、そこも踏まえて計画を検討してもらえるのか。

【事務局】

そのとおりで考えて頂いて問題ありません。

(2) よこすか障害者計画(第6期横須賀市障害福祉計画及び第2期横須賀市障害児福祉計画を含む)の進行管理について

- ①分科会長から事務局に対して説明が求められた。
- ②資料2に基づき、事務局から説明を行った。
- ③議事について、次のような質疑、意見があった

【海原委員】

施設入所者の地域生活への移行が進まない原因を把握しているのか。

神奈川県は地域移行の方向性を明確にしている。私は県の会議などでも話をしているが、考え方としては良いが地域生活を継続していけるような財政的な支援や制度の構築がなければ、事業者任せになってしまう。市として地域移行を進めていくのであれば、具体的に何を整備すれば地域移行が進んでいくか、市としてどう考えているのか。地域移行を受ける側としては、色々なサービスを組み立ててもらわないと受けられない。

グループホームの調査をした際に、重度者を受け入れているグループホームは少なかった。少ない理由は、グループホームの職員で全てを行うのは無理がある。国が居宅サービスを受けられるのが障害支援区分4以上であれば認めているので、そのようなものを活用していないと地域移行する人を施設にいるときと同じような状況では受けられない。

軽度者向けが多いと記載があるが、軽度者の方への支援はとても難しく、グループホームの従業員の負担となっている。全体的に地域の支援策を手厚くしないと地域移行は進んでいかないと思う。

また、地域活動支援センターは、閉所したセンターなどもあると思うが、課題として世代交代ができないことが上げられる。今後、この問題を市としてどう考えるのか。ただ単にサービス管理責任者の問題解決など課題が山積している中で、法定事業に移行していけば良いと思っているのか。

【事務局】

地域移行が進まない理由は、資料にお示した様々な理由が重なり、進んでいないと考えている。財政的な支援については、補助金の見直しを行っているが、これが全ての答えと思っているわけではなく、本市として財政的な支援の方法は、継続して検討していく必要がある。グループホームの受け入れについては、障害支援区分4以上の方のヘルパー利用は条件を満たしていれば来年の3月末まで認められており、利用希望のある方には丁寧に説明している。

地域活動支援センターは、閉所の理由を世代交代や後継者問題などと認識している。地域活動支援センターは、障害者総合支援法に基づいている制度であり、地域作業所は、法の定めがなく本市は要綱で定めている。地域活動支援センターや地域作業所を社会資源としての役割を考えたときに数を減らしたりすることは考えていない。

【海原委員】

地域作業所として残していくのであれば、市として地域作業所の役割や必要数を明確にして欲しい。

【事務局】

地域作業所は、特殊な位置づけで他に例を見ないものであり、法的な地域活動支援センターに移ってもらいたい。

必要数については、需要と供給がある中で、決めることは難しい。

現状は、地域活動支援センターへの移行を希望している地域作業所の支援から整理していきたいと考えている

【海原委員】

障害者総合支援法が改正され、附帯決議の中の障害者の権利条約については、国連の権利委員会から勧告をされている項目がある。障害者の働き方などを考えていかないといけないと指摘を受けている中で総合支援法を改正する一括法案の中の附帯決議として文言も入っており、市として福祉施策の方向性を今後、問われると思う。

【事務局】

ご意見を真摯に受けとめ、方向性や考え方を整理し、段階的に確実に進めていきたい。

【加藤委員】

令和3年度の計画相談支援の実績が見込み量より少ないが、どのような考察が得られるのか。

【事務局】

前計画の実績の数字から見ると、前年度から少し減っている。令和3年度は、見込み量の8割の実績ということで、本来であればサービス利用計画を立てる方が増えていくことが想定されていたが、結果的に増えなかった。

【海原委員】

意思疎通支援事業については、コロナで実績が見込み量より減ってしまったとあったが、手話通訳者の派遣の範囲はどこまでか。

【事務局】

手話通訳者の派遣の範囲は、社会生活上必要不可欠な場合のみであり、趣味や余暇活動については、派遣することはできません。

【市川委員】

グループホームについて、障害の特性を理解してもらえず退所してしまうケースや両親が高齢でグループホームを考えているが、お試し入居が認められずあきらめてしまうケースがある。財政支援も必要であるが、グループホームと障害者やその家族の考え方の違いをケアできるような方策があると良いと思う。また、グループホームの設置の際は、設置基準を満たしている以外にも市として必要な支援が行えるかどうかも考慮してほしい。家族はすぐに諦めてしまうので、その支援をして欲しい。

【事務局】

支援の方法や相談先など考えていく。設置については、運営する上での注意点やサービスの質の担保など周知していきたい。

【山邊委員】

相談支援事業所の増えていない中、事業所をどう増やしていくのか。増えないのであれば必要なサービスの調整など調整の優先順位が高い人が利用しやすいような仕組みを考えていけないといけないと感じている。短期入所は障害児も含まれるのか。

【事務局】

確認します。

※事務局追記

実績については、障害児も含まれている。

【金子委員】

計画相談について、児童の相談が受けきれていないことを感じている。

また、高齢となった方について、介護認定を受けようと思っても受けられないような方や、介護認定を受けても今まで受けていたサービスと仕組みが変わることにより戸惑いなど本人が不安なく生活できるような仕組みがないことが悩ましい。

今後は、介護保険との連携など課題を感じている。

【事務局】

障害福祉サービスを利用している方が介護保険制度に移行する場合、介護認定を受けてからの流れが一般的であるが、精神疾患などがある方は障害福祉サービスではヘルパーが必要と認められるが、介護保険制度では必要性が認められないケースなど介護保険サービスに移行しづらい状況である。

障害とくらしの支援協議会でも障害福祉サービスから介護保険制度に移行していく際の連携方法を検討している。

【海原委員】

グループホームで障害福祉サービスと介護保険サービスを併用しながら支えてきたが、横須賀市が介護保険サービスだけではなく障害福祉サービスも利用できる前提があり、とても支援しやすかった。

介護保険のケアマネジャーとの連携ができれば今以上に支援がしやすくなる。

【金子委員】

相談先が必要だが、相談先がなくやむを得ずセルフプランを利用されている方を把握しているか。またご本人がご本人の人生設計をしていくためのいわゆる真のセルフプラン利用者について数を把握しているか。

【事務局】

ケースワーカーはサービス等利用計画がないと支給決定ができないのでセルフプランを確認した際に、内容から相談支援事業所の必要性の有無を把握している。ただ、具体的な数の把握はしていない。

身体障害者がセルフプランを作成しているケースがある。また、障害児の保護者が作っているケースもある。ただ、具体的な数の把握はしていません。

(3) その他

事務局、委員から発言はなく議事は終了した。

4 閉会

以上